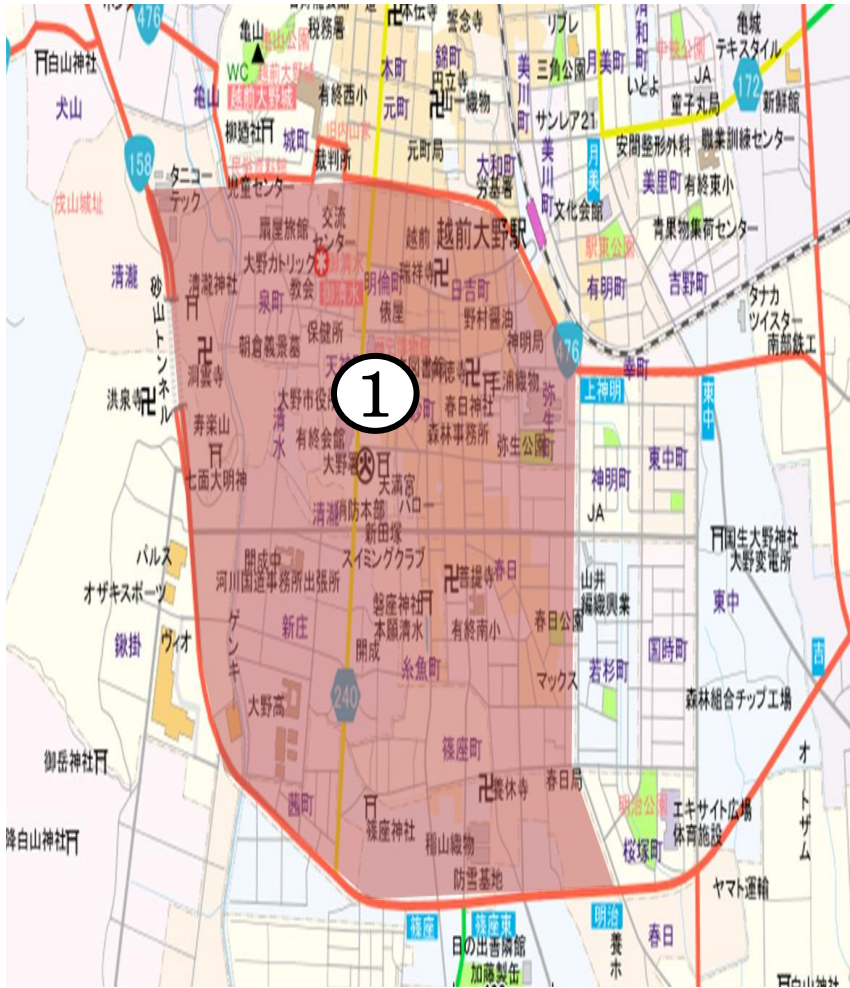


自転車指導啓発重点地区(大野警察署)



① 開成中学校エリア

選定理由

- ・開成中学校の校区エリアで、かつエリア内には大野高校があり、中高生の自転車利用が多い。また、国道158号等の主要幹線道路があることから、マナー向上を図る必要があるため



- ①エリアでよく見られる違反形態
並進 通行区分違反(右側通行)
イヤホン等使用 二人乗り
無灯火 携帯電話使用等



自転車の違反

- ・信号無視
- ・並進
- ・通行区分違反(右側通行等)
- ・通行方法違反(歩道通行)
- ・携帯電話使用
- ・二人乗り
- ・一時不停止
- ・傘差し運転
- ・イヤホン等使用
- ・無灯火

自転車に乗るときのルール

- ・**車道は左側を通行**
自転車は左側に寄って通行しなければなりません。
- ・**並進の禁止**
自転車は、並んで走行してはいけません。
友達だけではなく、すでに進行している自転車に並進することも違反です。
- ・**一時停止義務**
一時停止標識がある交差点では、停止線の手前で必ず一時停止しましょう。
- ・**夜間のライト点灯義務**
夜間、進路を通行する時は、灯火を点けなければいけません。
- ・**二人乗りの禁止**
幼児を幼児用座席に乗せるなどの場合を除き、原則禁止となっています。
- ・**スマホの禁止**
スマホを操作しながら自転車を運転することは禁止です。
- ・**自転車は車道が原則**
高齢者や小さな子供を除き、車道通行が原則です。

